

協議事項：運賃協議部会設置要綱の一部改正について

浜松市都市整備部交通政策課

1 趣旨

浜松市地域公共交通会議運賃協議部会（以下、「運賃協議部会」という。）について、別紙事務連絡において、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方が発出された。

当案件は、運賃協議部会の円滑な運営を確保する観点から、運賃の軽微な変更の内容及びその取扱いについて、要綱に規定を明文化するもの。

2 改正案

別紙の改正案のとおり

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

## 浜松市地域公共交通会議運賃協議部会設置要綱

### (名称)

第1条 この部会の名称は、浜松市地域公共交通会議運賃協議部会（以下「部会」という。）とする。

### (目的)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、浜松市地域公共交通会議設置要綱第15条の規定に基づき、浜松市地域公共交通会議の部会として設置する。

### (協議事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第9条第4項又は第9条の3第3項の規定に基づき、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

### (委員)

第4条 部会の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 浜松市都市整備部長
- (2) 浜松市都市整備部交通政策課長
- (3) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者又はその指名する者
- (4) 地方運輸局長又はその指名する者
- (5) 関係住民の意見を代表する者

### (会長)

第5条 会長は、浜松市都市整備部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該協議が終了するまでとする。

### (会議)

第7条 部会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を主宰し、議事を進行する。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 部会の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。
  - (1) 部会の会議の円滑かつ公正な運営に支障が生じると認められるとき
  - (2) 個人情報を含む案件を取り扱うとき

(書面開催)

第8条 会長は、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。(以下「書面開催」という。)

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、議決とすることができない。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、前条第4項中の「出席した」とあるのは「書面により回答した」と読み替えるものとする。
- 4 書面開催に係る書面の送付及び收受については、浜松市文書規則に準拠し処理するものとする。
- 5 書面開催によって議決をおこなった場合、その結果を浜松市地域公共交通会議において報告するものとする。

(運賃の軽微な変更の取り扱い)

第9条 運賃の軽微な変更については、会長の承認をもって会議の結果とみなす。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮るものとする。

- 2 第1項の運賃の軽微な変更は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
  - (2) 市内統一距離制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃体系に変更がない場合。
  - (3) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
  - (4) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

## (5) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果の取り扱い)

第9-10条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10-11条 部会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第11-12条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。